

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人と、連結法人とを除く法人が行う中間申告に限りです。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の2イ(1)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第23条第1項第4号の2イ(2)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第23条第1項第4号の2イ(3)又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日）を記載します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、記載しないです。

	(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の3又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第4条の7に規定する受託法人 (ハ) 相互会社（外国相互会社を含みます。） (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	ください。
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人（(3)に掲げる法人を除きます。）法第23条第1項第4号の2イ又は令和2年旧法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人（(3)に掲げる法人を除きます。） 令和2年旧法第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令第6条の25第1号に定める金額	
12「道府県民税 事業税の 申告書」 特別法人事業税	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書又は令和2年旧法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）又は連結確定申告書及び法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29又は令和2年旧法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載します。
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の金額の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に

	法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の22の欄の金額	限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))は、記載しないでください。
※	租税特別措置法第42条の4第4項又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。))第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。	
(2)	租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(14))の11の欄の金額	(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
(3)	租税特別措置法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。))(一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(16))の14又は28の各欄の金額	
(4)	租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(20))の25の欄の金額	
(5)	租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の25の欄の金額	
(6)	租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(22))の19の欄の金額	
(7)	租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(23))の18の欄の金額	
(8)	租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(24))の39の欄の金額	
(9)	租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(25))の10の欄の金額	
(10)	租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(31))の32の欄又は法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額	
※	租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。	
(11)	租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(32))の20の欄の金額	
(12)	租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項(事業適応設備を取	

	得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(33))の35の欄の金額	
15「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表20)の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)、連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。))以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、②④及び②⑥の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。

		(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{1}{100}$) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、②⑤及び②⑦の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額 控除額⑧」	第7号の3様式の②⑩の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「税額控除超過額相当額の加算 額⑨」	第7号の2様式別表7(その1)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式別表7(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額又は個別控 除対象所得税額等相当額の控除 額⑩」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「外国の法人税等の額の控除額 ⑪」	第7号の2様式(その1)の⑭の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑯の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑯及び⑰の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24「差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫ ⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
25「既に納付の確定した当期分の 法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
26「租税条約の実施に係る法人税 割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額－⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
27「算定期間中において事務所等 を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
28「円× $\frac{⑰}{12}$ ⑱」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区にのみ事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)」

	又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額	の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
29「この申告により納付すべき道府県民税額⑮+⑳ ㉑」	⑮又は⑳の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑳の欄を零として計算します。	
30「㉑のうち見込納付額 ㉒」	法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は令和2年旧法人税法第75条の2第1項（法人税法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額若しくは令和2年旧法人税法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限りします。）を含みます。）が都道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
31「東京都に申告する場合の⑦の計算」（㉔から㉗までの各欄）	(1) ㉔の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ㉕の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。 法人税額又は個別帰属法人税額× <u>東京都の市町村分の従業者数</u> 従業者の総数 	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。 恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
32 事業税の「所得割」（㉘から㉚までの各欄）	(1) ㉘の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉙の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉙の欄の金額から㉚の欄の金額を控除した金額を記載します。 (2) ㉘から㉚までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉘の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉙の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉚の欄の金額（端数を切り

	得た金額。以下同じです。)以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉘及び㉙の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉘、㉙及び㉚の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。 (ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。)以下であるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉘の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉙の欄に、年10億円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。 (3) ㉚の欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形対象法人)(令和4年4月1日以後に開始する事業年度に限りです。)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。 (4) ㉘から㉚までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	捨てる前の金額)を控除して算出し、㉘の欄の金額が800万円を超えるときは㉚の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉘及び㉙の各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。 (3) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあっては、解散の日)において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉘の欄に記載します。
33「付加価値割」(㉜及び㉝の各欄)	(1) ㉜の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉜の欄の金額を記載します。 (2) ㉝の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉜の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
34「資本割」(㉞及び㉟の各欄)	(1) ㉞の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉞の欄の金額を記載します。 (2) ㉟の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉞の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金	

	額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
35「収入割」(38及び39の各欄)	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人のみが次のように記載します。 (1) 39の欄は、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を除きます。)を行う法人にあっては第6号様式別表6の11の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の5の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の7の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の19の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の23の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) 39の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては38の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
36「事業税の特定寄附金税額控除額41」	第7号の3様式の11の欄の金額を記載します。	
37「差引事業税額 40-41-42 43」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
38「租税条約の実施に係る事業税額の控除額45」	「43の欄の金額-44の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
39「この申告により納付すべき事業税額43-44-45 46」及び「46の内訳」の各欄(47から50までの各欄)	46の欄は、43の欄から44の欄及び45の欄の金額を控除した金額を記載し、47から50までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、47から50までの各欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「46の内訳」の各欄の記載における41の欄の金額の控除については、47の欄、48の欄、49の欄、50の欄の順に行います。
40「46のうち見込納付額 51」	51の欄は、法第72条の25第3項若しくは第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)又は令和2年旧法第72条の25第5項(令和2年旧法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41「差引46-51 52」	52の欄は、46の欄から51の欄の金額を控除した金額を記載します。	
42「所得割に係る特別法人事業税額53」(55の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計32」又は「軽減税率不適用法人の金額33」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計5」又は「軽減税率不適用法人の金額6」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43「収入割に係る特別法人事業税額54」(55の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額39」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額8」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44「差引特別法人事業税額55-56 57」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
45「租税条約の実施に係る特別	「57の欄の金額-58の欄の金額」と「租税条約の実施に係る	

法人事業税額の控除額⑨」	更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
46「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑤⑦－⑤⑧－⑤⑨⑥⑩」	⑥⑩の欄は、⑤⑦の欄から⑤⑧の欄及び⑤⑨の欄の金額を控除した金額を記載します。	
47「⑥⑩のうち見込納付額⑥⑪」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
48「差引⑥⑩－⑥⑪ ⑥⑫」	⑥⑫の欄は、⑥⑩の欄から⑥⑪の欄の金額を控除した金額を記載します。	
49「所得金額の計算の内訳」 (⑥⑬から⑥⑲までの各欄)	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ⑥⑬の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人について、法人税の明細書(別表4付表)の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額に加算した金額を、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4の2付表)の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を同明細書の42の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ⑥⑭の欄は、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条又は令和2年旧法人税法第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 (3) ⑥⑮の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。 (4) ⑥⑯の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。 (5) ⑥⑰の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は令和2年旧法人税法第69条若しくは第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を、連結申告法人にあつては法人税の明細書(別表4の2付表)の38の欄に記載した金額を記載します。ただし、減額された外国法人税の額又は個別外国法人税の額がある場合には、当該金額を減額した金額を記載してください。 (6) ⑥⑱の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額又は法人税法第59条若しくは令和2年旧法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の⑳⑩の欄若しくは第6号様式別表11の㉑の欄の金額を記載します。	
50「法人税の所得金額又は個別所得金額㉒」	連結申告法人以外の法人にあつては法人税の明細書(別表4)の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあつては	

	法人税の明細書（別表４の２付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載します。	
51「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額①」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第１号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑬、⑭及び⑯の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
52「還付請求」の「中間納付額②」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑬の欄又は⑯の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑭の欄に記載した事業税額及び⑯の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
53「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第２条第16号に規定する資本金等の額又は令和２年旧法人税法第２条第17号の２に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書（別表５(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書（別表５の２(1)付表１）の「Ⅱ 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
54「法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額） (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）	
55「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第２項から第７項まで（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は令和２年旧法第72条の25第４項、第５項若しくは第７項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
56「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含みます。）又は令和２年旧法人税法第75条の２第１項（法人税法第144条の８において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人（法人税法第75条の２第８項（同法第144条の８において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第５項、同法第75条の２第11項第２号又は令和２年旧法人税法第75条の２第８項（法人税法第144条の８において準用する場合を含みます。）において準用する令和２年旧法人税法第75条第５項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。） (2) 連結申告法人のうち、令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人（同条第３項の規定において準用する令和２年旧法人税法第75条第５項の規定により当該提出期限が	

	延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
57「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号又は令和2年旧法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
58「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）又は令和2年旧法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項（令和2年旧法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。） * 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。 (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額）に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
59「国外関連者の有無」	外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の4又は令和2年旧措置法第66条の4の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	